平成２４年（フ）第３１９号
埼玉県草加市吉町５丁目３番38号
破産者　田島　信行
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４２号
京都府舞鶴市字上安817番地
破産者　岡野　晴樹
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２３年（フ）第５１号
京都府舞鶴市字行永1095番地の３
破産者　真木　欣浩
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２４年（フ）第２２号
京都府舞鶴市字行永1090番地の28
破産者　八木尾宜久
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２４年（フ）第４６号
兵庫県姫路市勝原区丁401番地２
破産者　カーペイントクスハラこと　楠原　和雄
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２０２号
広島市中区江波本町５番27―704号
破産者　西野美智子
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８４号
秋田市仁井田二ツ屋１丁目12番67号、前住所秋田市御野場新町２丁目19番12号
破産者　川﨑　道子
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５５号
秋田市新屋日吉町31番10号
破産者　利部　　暁
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４号
山形県鶴岡市羽黒町赤川字熊坂112番地22
破産者　大佐賀　泉
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第３８０号
福島市飯坂町平野字石堂前18番地の３　ハイチコーポ平野Ⅰ―201号、開始決定時の住所福島市飯坂町字十綱下12番地の４　昭和マンション飯坂203号
破産者　松長　義昭
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第５７号
福島県伊達市南堀13番地37、申立時の住所福島県伊達市箱崎字前畑11番地１
破産者　野辺　　栄
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第５８号
福島県伊達市馬場口45番地
破産者　佐藤　好英
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第２５号
福島県郡山市大槻町字中谷地77番地の２
破産者　奈良　洋平
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第８９号
千葉県山武郡横芝光町栗山2876番地　県営住宅126号
破産者　鈴木　俊廣
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２１４４号
神奈川県綾瀬市落合北４丁目12番９号
破産者　片野　　哲
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６６９号
横浜市青葉区あざみ野２丁目37番地２　第１グリーンハイツ203
破産者　大野　晴美
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１３６号
横浜市瀬谷区南台１丁目29番地３　市営瀬谷南住宅５棟104号
破産者　永野　敬一
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２２０号
神奈川県大和市桜森２丁目24番５号　ヴィラージュ桜森102
破産者　阿部　静江
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部